

**【新設】（災害損失特別勘定の損金算入に関する明細書の添付）**

**12-2-9** 災害損失特別勘定への繰入れを行う場合には、その繰入れを行う被災事業年度の確定申告書又は被災中間期間に係る法第 72 条《仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等》の規定による中間申告書に災害損失特別勘定の損金算入に関する明細書を添付するものとする。

この場合、当該明細書の書式は、附表の書式（これに準ずる書式を含む。）による。

**【解説】**

- 1 本通達では、法人が災害損失特別勘定への繰入れを行う場合には、その繰入れを行う被災事業年度の確定申告書又は被災中間期間に係る法人税法第 72 条《仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等》の規定による中間申告書に災害損失特別勘定の損金算入に関する明細書の添付が必要である旨を明らかにするとともに、その明細書についての標準的な書式を定めている。
- 2 連結納税制度においても、同様の通達（連基通 20-2-15）を定めている。